

香芝市告示第58号

香芝市地域公共交通運賃等助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市地域公共交通運賃等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市（以下「市」という。）の高齢者に対し、地域公共交通の利用に係る費用の負担を軽減するため、地域公共交通運賃等助成事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 地域公共交通運賃等助成事業は、地域公共交通の利用に係る費用の支払に使用できるプレミアム付きデジタル商品券又はプレミアム付き商品券（以下これらを「商品券」という。）を、予算の範囲内で交付することにより行うものとする。

(交付対象者等)

第3条 商品券の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条第1項又は第2項の規定による申請の日（次号において「申請日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 申請日の属する年度の末日において、満70歳以上の者
- (3) 市の市税を滞納していない者

2 商品券の交付は、市長が別に定める期間において、1人につき1回限りとする。

(商品券)

第4条 商品券は、次に掲げる費用の支払について使用することができる。ただし、プレミアム付き商品券は、第3号に掲げる費用の支払について使用することができない。

- (1) 香芝市コミュニティバス（香芝市コミュニティバスの運行に関する条例（平成28年条例第22号）第1条の香芝市コミュニティバスをいう。）の使用料
- (2) 市のデマンド交通（香芝市デマンド交通の運行に関する条例（平成27年条例第7号）第2条のデマンド交通をいう。）の運賃
- (3) 市を運行の範囲とする一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を

いう。)のうち、プレミアム付きデジタル商品券を使用することができる車両を用いたものの運賃

- 2 商品券の利用可能額は、2,500円とする。
- 3 商品券の利用期限は、市長が別に定める。
- 4 商品券は、交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(交付申請)

第5条 商品券の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付して、奈良スーパーアプリ(奈良県及び奈良県内の市町村が公的サービスを提供するWEBアプリをいう。以下同じ。)を用いて、市長に申請しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類について、申請者の同意を得て公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 個人番号カード、運転免許証等の本人確認ができる書類の写し

(2) 住民票の写し

(3) 市の市税に滞納がないことを証明する書類

- 2 前項の規定にかかわらず、スマートフォン等を所持しておらず、プレミアム付きデジタル商品券を使用することができない者については、香芝市地域公共交通運賃等助成申請書(第1号様式)により申請しなければならない。
- 3 申請者は、市長が別に定める方法により、商品券の代金として500円を支払わなければならない。
- 4 前項の代金は、第7条の規定により返金される場合を除き、返金しないものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、商品券の交付を決定し、同条第3項の規定による代金の支払があったことを確認した上で、商品券を交付するものとする。この場合において、当該決定に係る通知は、商品券の交付をもって代えるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、商品券を交付しないことを決定したときは、前条第1項の規定による申請にあっては奈良スーパーアプリにより、同条第2項の規定による申請にあっては香芝市地域公共交通運賃等助成不交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(商品券の返還)

第7条 市長は、前条第1項の規定により商品券の交付を受けた者が次の各号

のいずれかに該当するときは、既に交付した商品券（既に商品券を利用している場合にあつては、当該商品券及びその利用相当額）を返還させることができる。この場合において、返金される第5条第3項の代金については、当該返還させる利用相当額に充当するものとする。

(1) 第4条第4項の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により商品券の交付を受けたとき。

(事業の委託)

第8条 市長は、地域公共交通運賃等助成事業を適切に実施できると認める者に、当該事業に関する事務の一部を委託することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

香芝市地域公共交通運賃等助成申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

プレミアム付き商品券の交付を受けたいので、香芝市地域公共交通運賃等助成事業実施要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、私がスマートフォン等を所持しておらず、プレミアム付きデジタル商品券を使用することができないことを誓約します。

また、商品券の交付は市長が定める期間において1人につき1回限りであること及び香芝市地域公共交通運賃等助成事業実施要綱第5条第4項の規定により商品券の代金は返金されないことを確認しました。

同意欄（次の事項に同意する場合は、チェックを入れてください。）

市が私の住民登録状況及び市の市税の納付状況について、関係公簿等を調査すること。

添付書類

- 個人番号カード、運転免許証等の本人確認ができる書類の写し
- 住民票の写し（上記の同意欄に記載された事項に同意する場合は、不要）
- 市の市税に滞納がないことを証明する書類（上記の同意欄に記載された事項に同意する場合は、不要）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市地域公共交通運賃等助成不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったプレミアム付き商品券の交付について、次の理由により不交付と決定しましたので、香芝市地域公共交通運賃等助成事業実施要綱第6条第2項の規定により、通知します。

不交付の理由